

軽自動車などの登録・廃車手続きをお忘れなく

軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車などを所有している人に課税されます。他の人に譲り渡した場合や盗難にあった場合でも、届け出をしなければ税金がかかりますのでご注意ください。また、持ち主が死亡し、名義がそのままになっている場合も同じです。

◎原付（排気量125cc以下）と小型特殊自動車（乗用トラクター、乗用コンバインなど）

次のような場合は、税務課へ届け出をしてください。

※本人確認のため、申請に来られる人の身分証明書（運転免許証など）をお持ちください。



こんなとき		必要なもの
新規 (標識交付申請)	・新規に購入したとき	販売証明書
	・譲り受けたとき	廃車証明書
	・町外から転入したとき	
名義変更	・町内の人から譲り受け、標識変更しないとき	登録票
廃車	・使用不能になったとき	ナンバープレート、登録票
	・町外へ転出するとき	
	・他の人に譲るとき	
盗難、紛失		警察署発行の被害または遺失届出受理証明書

◎軽四輪など 次の場所で必要なものなどを確認のうえ、届け出をしてください。

▶軽三輪・軽四輪 軽自動車検査協会姫路支所 ☎050-3816-1848

▶軽二輪・二輪の小型自動車 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067

乗用する農耕作業車には必ずナンバープレートを

トラクター、コンバインなどの乗用農機具を購入した場合は、原動機付自転車などと同じように、役場で登録してナンバープレートをつけなければなりませんので、販売証明書を持って税務課へ届け出をしてください。買い替えをされた場合も廃車、登録の手続きが必要です。



【問合せ】 税務課 資産税係 ☎492-9133

平成31年度軽自動車税の納期限は5月31日（金）です 納税通知書は5月中旬に発送予定

あした 天気になあれ

人権を考えるシリーズ
214

とき 1月26日（土）午後1時～4時
ところ コミセンホール 他

ひろげよう こころのネットワーク 『第38回稲美町人権・ 同和教育研究会』報告

大会の前半は、大阪市立大学元教授 上杉 聡さんに「部落史が変った」と題して講演をいただきました。

冒頭、現在中・高等学校で使用されている教科書がスクリーンに映し出され、そこには身分制度を説明するときに枕詞のように使われていた「士農工商えた・非人」というピラミッド図式はなく、「武士・百姓・町人」の三身分と、「この三身分とは外に差別される人がいました」と表記されていました。先生は、資料を提示しながら、「部落の人たちは最底辺の身分ではなく、社会の外（秩序外）におかれていた」と話し、さらに部落の起源を江戸時代という説は、銀閣寺や龍安寺の造営に、河原者の人たちが中心的な役割を担ったことがわかる文献があり、「起源は室町時代までさかのぼる」と説明されました。また、「士農工商」は身分制を表す言葉ではなく、「中国の漢詩で『民』の職業分類を表現する言葉で『士』とは武士の士ではなく、学士の士である」とも話されました。さらに、「賤民廃止令」「娼妓解放令」の二種類の布告を紹介し、「賤民」は社会の外におき、「娼妓」は社会の下においていたことを説明されました。

先生の受講生は、はじめは「しかと」（無視すること）と「パシリ」（使い走りさせること）があり、人を自分の外におき仲間に入れないことと、人を自分の持ち物のように扱うことが布告の内容と同じであると話したそうです。先生は部落史を学ぶことは、はじめをさせない気風を生み出すことにもつながると感じられたそうです。最後に、「差別の反対は平等ではなく、尊敬だ」「はじめの反対は友だちを尊重することだ」と力強く語り講演を締めくくられました。

歴史研究者の視点で、多くの文献から導き出されたこれまでは違う内容で、部落史の大きな変化がわかる講演会でした。

大会後半は、就学前教育、進路・学力保障、人権学習、社会教育、職場研修の5つの分科会に別れて、町内の学校園・団体・職場から合計10本の実践発表がありました。

どの分科会も、テーマに沿った発表がなされ、それぞれの課題について熱心に質疑・応答がおこなわれました。

当日は、朝から雪の舞う寒い日でしたが、約240人にご参加いただきました。ありがとうございました。

（問合せ）人権教育課 ☎492-2550



2019年度

春休み短期陸上教室

対象 ①新小学2・3年生の町内在住の児童
②新小学4・5・6年生の町内在住の児童
とき 4月2日（火）・3日（水）・4日（木）全3回

①9:00～10:00（60分）
②10:20～11:30（70分）

ところ サン・スポーツランドいなみ

内容 陸上（走る・跳ぶ）の基本習得
ランニングフォームづくり
基礎体力・運動神経の向上



定員 ①②ともに20人（先着順）

参加費 各500円

持ち物 運動できる服装、帽子、靴、タオル、飲み物、なわとび

申込開始日 3月5日（火）から参加費を添えて体育センター窓口にて受付

※定員になり次第、受付終了

その他 雨天時など、グラウンド不良時は中止します。
※雨天等による開催の有無は、当日8:30から教室開始前までに、いなみ野体育センターまでお問い合わせください。

問合せ いなみ野体育センター ☎492-1479

稲美町人権教育及び人権啓発に関する基本計画（改定版）（案）について

ご意見をお聞かせください

町では、平成19年度に策定した「稲美町人権教育及び人権啓発に関する基本計画」について、人権教育啓発推進協議会での協議を経て、改定作業を進めています。

この計画（改定版）（案）について、住民の皆さんのご意見を募集します。

ご提出いただいたご意見は、計画改定に活用するとともに、後日公表いたします。

■募集期間 3月1日（金）～3月29日（金）

■計画（改定版）（案）の閲覧方法

- 町ホームページ
- 地域福祉課窓口（役場新館1階）
- 西部隣保館・東部隣保館
- 情報公開コーナー（役場新館1階）

■意見提出方法

所定の用紙にご意見を記入して、役場地域福祉課・西部隣保館・東部隣保館いずれかの窓口、または郵送、FAX、メールにより提出してください。

■提出・問合せ先

地域福祉課 ☎492-9136 FAX492-8030
eメール tiiki-h@town.hyogo-inami.lg.jp
西部隣保館 ☎492-3119 FAX492-3119
東部隣保館 ☎495-1890 FAX495-1890

いきがい創造センター

喫茶コーナーが再開します！

「Caféつくし」が

3月4日（月）からオープンします！

皆様のご来店をお待ちしています。



■営業日 月曜日～金曜日

（年末・年始、祝日を除く）

■営業時間 9:00～17:00

■ところ いきがい創造センター喫茶コーナー

■事業所名 ワークルームふれあい
（就労継続支援B型）

■販売品 飲み物（コーヒー、紅茶、ミルク、ジュース等）

お菓子（クッキー、シフォンケーキ等）

軽食（トースト、カレー、パスタ等）

※軽食は3月中旬から順次、販売します。

■問合せ先 いきがい創造センター 喫茶コーナー

☎492-1212（内線345）

稲美町共通商品券



が新しくなりました！

スーパー・小売店・飲食店・自動車整備・建築建設など町内のお店約200店で使える便利な商品券です。

ご結婚・ご出産などのお祝いに、お中元・お歳暮などの贈り物に、またスポーツイベントの賞品などに、ぜひご利用ください。

□券種 500円券のみ

□有効期限 2022年12月31日

□販売場所 稲美町商工会
稲美町国岡1丁目1番地
☎492-0200

□販売時間 平日 9:00～17:00
（土・日曜、祝日の販売はありません）

◎商品券は、簡単な「のし封筒」にお入れすることもできます。事前にご相談ください。

【問合せ】 産業課 商工労働係 ☎492-9141